

「経済連携協定に基づく特定原産地証明書の発給等に関する法律施行規則の  
一部を改正する省令」に対する意見（修正案）

2008年4月4日  
日本機械輸出組合

**【意見1】**

特定原産地証明書の発給申請する際に、物品の仕入書（インボイス）の写しの提出を省略できるとする改正事項案（3）③を支持します。ついては、その早期実施を希望します。

**（理由）**

日本商工会議所に特定原産地証明書の発給申請する際、インターネット上の証明書発給システムを通じて申請・通知がなされているが、インボイスの写しは添付資料としてファクシミリ等書面で提出が求められており、電子化による手続の簡素化・迅速化を阻害しているところ、インボイスの写しの提出が省略されることにより、手続の簡素化・迅速化が図られることが期待できる。

**【意見2】**

すべての EPA 汎用の統一した特定原産地証明書発給システムを早期に構築し、また特定原産地証明書の発給申請に係る事前審査において、原産品判定手続に関し現行2段階の審査手続を1段階とする、原産品判定依頼記入事項を簡素化する、異なる EPA 間で同一製品モデルの原産地判定結果の共用又は使い回しを可能とする、判定結果を申請者に電子メールで通知するなどの措置を講じることによって、原産品判定依頼日から通知までの期間を、「2営業日以内」と期限を定めて短縮する。また、証明書発給申請手続きにおいて、すでに実施されている輸出許可書（E/D）の提出省略及び今回のインボイス写しの提出省略に加え EPA 間での原産品判定の共用や電子メールでの通知などにより、証明書発給申請日から通知までの期間を、「1営業日以内」と期限を定めて短縮する。

**（理由）**

現在、日本商工会議所が実施する特定原産地証明発給システムは EPA 毎に異なるシステムが導入されており汎用性がないため、利用企業は同一の製品であっても EPA ごとに原産地証明について事前審査を受け、有料で証明書の発給申請を行わなければならない。原産品判定に際して、生産者等は膨大な量の情報提出が求められており、その情報のミス等をチェックされて受理されてから原産品判定番号が付与されるまでの期間に原則3日（3営業日。申請者の責めに帰すべき遅延期間を除く）かかることされており、また証明書発給申請

日から通知までの期間に原則 2 日かかるとされているが（日本商工会議所『特定原産地証明書発行マニュアル』（平成 19 年 11 月））、企業にとっては発給に要する期間が不確定であるため、緊急輸出や航空貨物などでの短納期の輸出などで原産地証明書を利用できないケースがある。証明書発給の期間を短縮しかつ期限を明示することによって申請企業の手続の予見可能性が確保され輸出取引の迅速化・円滑化が図られる。

ちなみに、日墨経済連携協定に関し、メキシコでは、原産品判定に 2 営業日以内に判定結果を通知し、原産地証明書を 1 営業日以内に発給することを規則に明示している。

以上